

13 客室

【基本的な考え方】

- ・ホテル又は旅館において、全客室数が50以上の場合は、客室の総数に応じて車椅子使用者用客室の設置が義務づけられます。

整備基準

解説

＜バリアフリー法施行令＞

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が50以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。

ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

（1）幅は、80cm以上とすること。

（2）戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

・車椅子使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましいです。

・p.18（「1 建築物」の「4 便所」）参照

・p.74（「1 建築物」の「9 浴室等」）参照

・「国土交通大臣が定める構造」とは次のものをいいます。（平成18年国土交通省告示第1495号）
①浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
②車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

整備が望ましい項目

解説

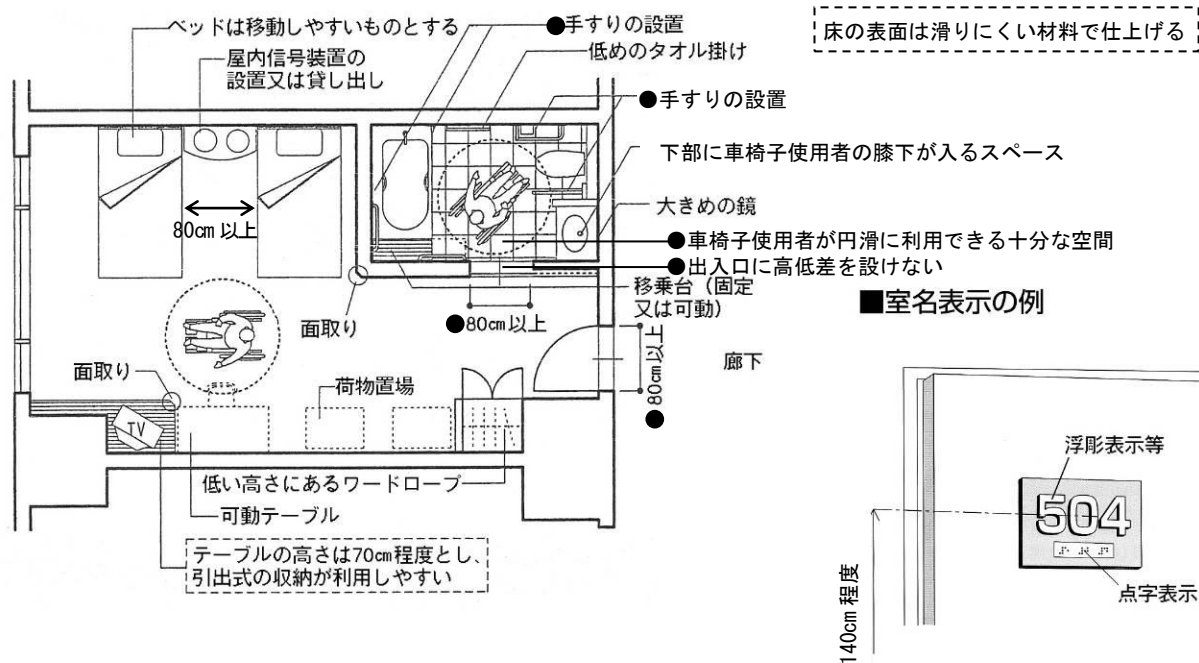
- ・浴室や便所には、非常呼出ボタンを設置すること。
- ・客室の戸は、部屋番号等を点字により表示する等視覚障害者が円滑に利用できるものとする。
- ・避難経路を示す案内板等は、点字により表示すること。
- ・聴覚障害者に対応した設備を設置又は貸し出しすること。

・次のような設備を備えることが望まれます。
・屋内信号装置（目覚まし時計、ドアのノックやチャイム、火災報知器の警報音、電話やファックスの着信等を感知し、振動やフラッシュライトの点滅等で知らせる装置）
・ファックス
・音量増幅装置付き電話機
・振動式目覚まし時計
・文字放送受信テレビ

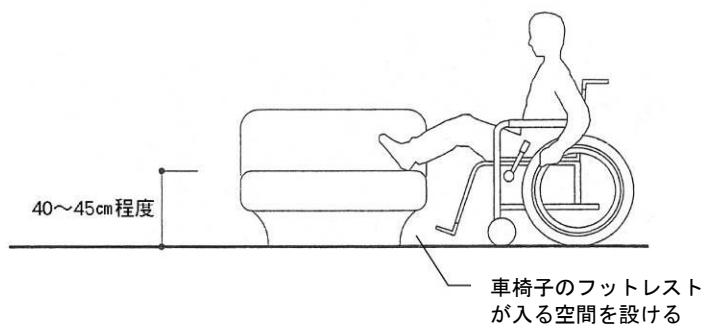
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

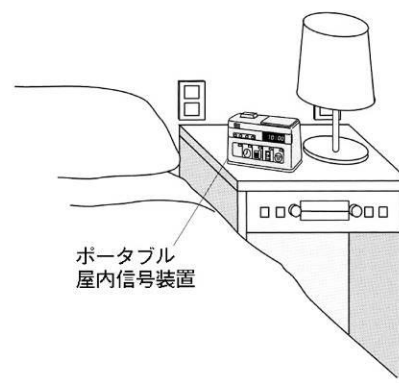
■客室の整備例



■ベッドの高さの例



■屋内信号装置の例



■コンセント、スイッチの高さの例

